

## 里親トレーニング事業委託 仕様書

### 1. 業務の目的

本市では、「神戸っ子すこやかプラン 2029」において、代替養育を必要とするこどもの里親・ファミリーホームへの委託を推進するにあたり、特に愛着関係の基礎がつけられる乳幼児について重点的に委託を進めることとしている。

この計画における目標値として、2029年度末までに本市における乳幼児の里親委託率を65%とすることを掲げており、児童が委託されていない登録里親、委託直後の里親に対して委託時に直面する様々な事例に対応するトレーニングを実施し、養育の質を確保することを目的とする。

### 2. 委託期間

2026年7月29日から2027年3月31日まで

### 3. 業務の実施場所

委託者と受託者の協議によって定める場所（神戸市内）

### 4. 対象者

- (1) 児童が委託されていない神戸市登録里親（以下、「未委託里親」という）
- (2) 神戸市措置児童を受託している里親
- (3) 神戸市外の措置児童を受託している神戸市登録里親

### 5. 業務内容

#### (1) 未委託里親向けトレーニング研修

未委託里親が委託を受けた際に、児童の成長に伴う様々な課題に適切に対応できるよう養育技術の習熟度の状況に応じて次の1)から3)について継続的かつ反復して実施すること（年2回以上、各回異なる内容とすること）

- 1) 事例検討・ロールプレイ
- 2) 外部講師による講義の実施
- 3) その他、未委託里親のスキルアップにつながる事業

#### (2) 神戸市措置児童を受託している里親向けトレーニング研修

- ① 里親委託後概ね1年未満の里親に対して、委託された里親としての心構え、里親措置費などを含む基礎研修を行うこと。（年2回程度、各回同一内容可）
- ② 児童の成長に伴う様々な課題に適切に対応できることを目指して、次の1)から3)について継続かつ反復して実施すること（年2回以上、各回異なる内容とす

ること)

- 1) 事例検討・ロールプレイ
- 2) 外部講師による講義の実施
- 3) その他、委託里親のスキルアップにつながる事業

※ (1) 及び (2) ②の研修について、同時開催も可とする。但し、グループ討議やロールプレイ等里親同士で話し合う際には、未委託里親と受託中の里親を明確に分けて実施すること。

(3) 参加者を把握するため、トレーニング研修を終了した里親リストを各回ごとに作成すること。

(4) 事業の実施にあたっては、里親支援機関と連絡調整を十分に図ること。

(5) 事業実施計画および事業完了報告を作成し、提出は書面で行うこと。

(6) 業務の実施状況にかかる報告

(1)・(2)の業務の実施状況について、月ごとに業務報告書を作成し(3)の里親リストを合わせて、翌月 15 日までにセンターに提出する。

## 6. 業務の実施体制

主たる担当者として里親トレーナーを配置し、実施すること。(兼務可)

(里親トレーナーは次の 1) から 5) のいずれかの資格要件を満たすこと。)

- 1) 社会福祉士
- 2) 精神保健福祉士
- 3) 児童福祉法第 13 条の第 3 項各号のいずれかに該当する者
- 4) 里親として、又は小規模住居型児童養育事業、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設においてこどもの養育に 5 年以上従事した者
- 5) 神戸市長が 1) から 4) に該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者

## 7. 守秘義務

受託者及び里親トレーナーは、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、条例、電子計算機処理に係るデータ保護管理規程（平成 17 年 5 月神戸市訓令甲第 3 号）及び神戸市情報セキュリティポリシー

(<https://www.city.kobe.lg.jp/a06814/shise/jore/youkou/0400/policy.html>)、その他関係法令等を遵守するとともに、個人情報の取扱いには十分注意し、委託業務上知り得た情報及び委託業務執行上に知り得た情報はいかなるものも他に漏らしてはならない。また、本業務を履行する目的以外に利用してはならない。本契約が解除された後、または完了した後も同様とする。

## 8. 災害補償等

- (1) 受託者は、本契約に基づき職員の業務上及び通勤途上の一切の災害等についてその責任を負うものとする。
- (2) 委託者は、受託者が本契約に基づく職員のいかなる業務上及び通勤上の災害についてもその責任を負わない。

## 9. 委託料の支払方法

- (1) 委託料は2回に分割しての前金払とする。
- (2) 当契約締結後、契約額の半額を受託者の請求に基づき速やかに支払う。  
契約額の半額に1円未満の端数が生じる場合は、端数を切り捨てた額で支払う。
- (3) 残額は令和8年12月1日以降受託者の請求に基づき速やかに支払う。

## 10. その他

- (1) 本仕様書の解釈に疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、委託者及び受託者が協議のうえ定めるものとする。
- (2) 事業の適切かつ円滑な運営のため、受託者は委託者と定期的な情報交換・協議を行い、必要な事項は速やかに報告すること。
- (3) 受託者は、里親トレーナーに対する雇用者及び使用者として、労働基準法、労働安全衛生法その他関連法令を遵守すること。